
別添 5－3 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置

1. 配慮事項の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5.3-1
2. 環境保全上の見地から講じようとする措置・・・・・・・・ 5.3-2

別添 5-3 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置

1. 配慮事項の選定

配慮事項の選定にあたっては、表 5.3.1 に示すとおり選定した。

表 5.3.1 配慮事項の選定

配慮事項		選定結果	選定・非選定の理由
地域環境保全上	電磁波の漏洩防止措置	×	対象事業は、土地区画整理事業による面整備事業であり、盛土等の工事において、電磁波を発生させるような要因はない。
	有害化学物質の排出抑制措置	×	対象事業は、土地区画整理事業による面整備事業であり、盛土等の工事において、有害化学物質を排出する要因はない。
	光害の抑制措置	○	幹線道路に街路灯の設置を行うため、配慮項目として選定する。
	バイオハザードの防止措置	×	対象事業は、土地区画整理事業による面整備事業であり、盛土等の工事において、遺伝子組換え、有害な生物の培養等バイオハザードなどの要因はない。
	地震等の自然災害による二次災害の防止措置	×	盛土法面に関しては、耐震を十分に考慮した強度を確保するなど、地震による崩壊等を防止する設計となっている。
地球環境保全上	オゾン層の破壊の防止措置	×	対象事業は、土地区画整理事業による面整備事業であり、盛土等の工事において、オゾン層の破壊物質を排出するような要因はない。
	温暖化の防止措置	○	盛土等の工事に伴う樹木の伐採、草地の改変による二酸化炭素等の温室効果ガス吸収源の減少、供用開始後における物流施設、商業施設等からの関係車両の走行に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が考えられるため、配慮項目として選定する。
	酸性雨の防止措置	○	供用開始後における物流施設、商業施設等からの関係車両の走行に伴う酸性雨原因物質の排出が考えられるため、配慮項目として選定する。
	熱帯林の減少の防止措置	○	工事中に熱帯林材を型枠等に使用することが考えられるため、配慮項目として選定する。

2. 環境保全上の見地から講じようとする措置

選定した配慮事項について、環境保全上の見地から講じる措置を検討した結果、以下のとおり対策を実施する。

2.1 地域環境保全上

(1) 光害の抑制措置

幹線道路沿いなどに街路灯を設置するが、これらの照明が周辺へ影響を及ぼさないよう、照明数の抑制、設置場所、設置方法の配慮、上方へ漏れる光が少ない照明器具の採用、適切な輝度の光源や、昆虫等の誘引が少ない波長の光源の採用等、十分な措置を講じる。

2.2 地球環境保全上

(1) 温暖化の防止措置

盛土等の工事に伴う樹木の伐採、草地の改変による二酸化炭素等の温室効果ガス吸収源の減少が考えられるため、土地区画整理法で定める地区面積の3%以上の公園・緑地を確保するとともに、進出企業及び住宅についても地区計画等により適正な緑化に努めていく計画である。

また、供用開始後における物流施設、商業施設等からの関係車両の走行に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が考えられるため、各企業に対して、平塚市が主体となり、アイドリングストップなど、エコドライブの実施を呼びかける等、温室効果ガスの排出の抑制に努めるよう働きかけていく。

(2) 酸性雨の防止措置

供用開始後における物流施設、商業施設等からの関係車両の走行に伴う酸性雨原因物質の排出が考えられるため、各企業に対して、平塚市が主体となり、アイドリングストップなど、エコドライブの実施を呼びかける等、酸性雨原因物質の排出抑制に努めるよう働きかけていく。

(3) 熱帯林の減少の防止措置

構造物の施工においては、熱帯林材を型枠等に使用することが考えられるため、工事にあたっては、熱帯木材の合板の再使用、金属系型枠の使用による熱帯木材使用量の低減、森林認証のある熱帯木材の使用に努めていく。